

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十四号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和四十一年佐賀県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は高齢者世帯」を「、高齢者世帯等」に改める。

第五条第一項第三号中「イから八まで」を「イから二まで」に改め、同号に次のように加える。

二 平成二十三年東日本大震災により、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の対象となった区域又は平成二十三年三月十一日付け社援発〇三一―第三号厚生労働省社会・援護局長通知による特例措置が必要な区域として都道府県知事が設定した区域から佐賀県の区域に避難した世帯で、当面の生活費を必要とするもの

別表第一の福祉資金の項を次のように改める。

福祉資金	福祉費	5,800,000 円	一括、分割又は月決めにより交付すること。	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後20年以内	据置期間経過後8月以内	1 連帯保証人を立てる場合無利子 2 連帯保証人を立てない場合は据置期間中は無利子、据置期間経過後は年1.5パーセント
緊急小口資金（第5条第1項第3号イから八までに掲		100,000 円						無利子

	ける世帯に係るもの)				
	緊急小口資金(第5条第1項第3号世帯に掲げるもの)	300,000円		貸付けの日から1年以内	据置期間経過後2年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。